

振動障害者が共同で事業を行う事業体 に対する特別奨励金制度

この制度の趣旨・目的

振動障害にり患した人が共同で行う事業の振興を目的として、「振動障害者職業復帰促進事業特別奨励金」（以下「特別奨励金」）を支給します。

対象者

以下の要件をすべて満たす事業体に特別奨励金を支給します。

- (1) 雇用の機会が限定された地域に居住する振動障害者及び振動障害者であった方（後述の計画書を都道府県労働局長に提出した日において治ゆ※後1年以内の方に限ります。以下「振動障害治ゆ者」）等で構成され、構成員による出資に基づいて共同で事業を行う営利団体

※構成員による出資に基づき共同で事業を行う営利団体とは、①民法上の組合（民法第667条）、②商法上の会社、③特別法上の組合（森林組合法等）が該当します。

※労災保険では、傷病の症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待できなくなった状態を「治ゆ」（症状固定）とといいます。

- (2) 新たに事業を開始した団体で、事業開始に伴い対象事業に利用する施設や設備を設置した団体
- (3) 長期的な事業運営が確実に見込まれ、組織と業務運営に関する規約等が整備されている団体
- (4) 構成員の総数が5人以上で、構成員の3分の2以上が振動障害者と振動障害治ゆ者で構成される団体（過去に特別奨励金の支給を受けた団体の構成員や構成員であった方は対象となりません。）

支給額

特別奨励金は、**事業施設等の設置に要した費用の3分の1の額**となります。

事業体を構成する振動障害者及び振動障害治ゆ者の人数が、

- (1) 3～5人である場合は**250万円**
- (2) 6～7人である場合は**400万円**
- (3) 8人以上である場合は**550万円**

が上限額となります。

なお、「事業施設等の設置」とは、新設、購入（土地を除く。）又は賃借に係る不動産、動産の引き渡しを終了したものをいいます。

また、「事業施設等の設置に要した費用」とは、事業体の事業の開始に伴い、当該事業の用に供する施設又は設備の新設、購入（土地、原材料及び消費財の購入は除く。）及び賃借に要した費用のうち計画日から事業施設等の設置を完了した日までに実際に支払われた費用となります。賃借については、**支払った額が1年分を越える場合は、1年分が限度**となります。

▶ 裏面もご覧ください

特別奨励金の支給対象から除かれるもの

- ・操業開始日の前日から起算して12か月前の日以前に行った事業施設等の設置に要した費用※
 - ・事業施設等の設置について、他の法令または条例の規定に基づき支給される類似の補助等の交付または交付決定を受けている場合
- ※「事業施設等の設置に要した費用」は、工事費、購入価格または賃借費用のうち計画日から完了日までの間に実際に支払われた費用です。完了日後に支払われる予定の額は含まれません。
賃借については、支払った額が1年分を越える場合は、最大1年分となります。

支給対象の費用とみなされないもの

計画日から完了日までの間に事業体が解約、売却等を行い、完了日の時点で対象事業体の事業の用に供されない不動産、動産に関する費用は、「計画日から完了日までに行った事業施設等の設置に要した費用」には含まれません。

以下の関係者等の間の取引で生じた「事業施設等の設置に要した費用」は支給対象に該当しません。

- ・事業体の構成員 ・構成員とその配偶者 ・構成員とその1親等以内の親族
- ・事業体が法人である場合は、当該法人とその代表者または代表者の配偶者、取締役との取引によって生じた費用

申請方法

事業施設等の設置を計画した時、事業の操業開始、事業の施設等設置完了の各段階において申請手続きが必要です。事業体の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「監督署長」）を経由して、都道府県労働局長（以下「労働局長」）あてに以下の書類を添えて、申請してください。申請の結果は、労働局長から「振動障害者職業復帰促進事業特別奨励金支給・不支給決定通知書（様式第6号）」により申請者に通知します。

1 事業施設等の設置を計画した時（操業開始予定日の前日から1年前の日まで）

- ・振動障害者職業復帰促進事業計画書（様式第1号）
 - ・事業体の設立形態と構成員の出資の事実を確認できる書類
- 対象者に該当する場合は、労働局長から「振動障害者職業復帰促進事業計画受理通知書（様式第2号）」により申請者に通知します。

※計画書が受理されてから1年以内に創業が開始されない場合は、計画書が失効します。

2 事業の操業開始時（事業の操業開始日の翌日から1か月以内）

- ・振動障害者職業復帰促進事業操業開始届（様式第3号）

3 事業施設等の設置が完了した時（施設等の設置が完了した日の翌日から1か月以内）

- ・振動障害者職業復帰促進事業施設等設置完了届（様式第4号）
- ・振動障害者職業復帰促進事業特別奨励金支給申請書（様式第5号）
- ・振動障害者職業復帰促進事業施設等設置費用申告書（様式第7号）
- ・価格、支払年月日、支払金額等の内訳書並びに施設又は設備の書類及び設置の態様に応じた証明書

※不動産を新設した場合は、不動産新設、販売、賃貸証明書（様式第8号）、動産を購入した場合は、動産販売、賃貸証明書（様式第9号）を使用してください。

※操業開始日から6か月以内に事業施設等の設置が完了しない場合、操業開始日から6か月後の日が完了日となりますのでご注意ください。

■このリーフレットに関するお問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ
<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

■このリーフレットは、以下のウェブサイトに掲載しています
<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040325-5.html>

